

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会専門部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会(以下「協議会」という)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌事項)

第2条 専門部会の名称は次のとおりとする。

(1)総務部会

(2)民生部会

(3)保健福祉部会

(4)経済部会

(5)建設部会

(6)教育部会

(7)議会部会

(8)特別部会

2 専門部会は、協議会の幹事長の指示を受け、別表に掲げる事項について協議及び調整するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる事項に関係する部課長の職にある者をもって組織する。

4 専門部会に次の役員を置く。

(1)部会長 1名

(2)副部会長 3名

5 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第3条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が招集するものとする。

2 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(分科会)

第5条 部会長は、必要に応じ協議会幹事会と協議のうえ、分科会を設置することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。

別表(第2条関係)

部会名	調 整 項 目
総務部会	総務関係、組織・機構、給与、財政、地方税、情報化、消防防災関係等
民生部会	環境衛生、交通安全施策、国民健康保険等
保健福祉部会	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、保育所、介護保険制度、保健施策等
経済部会	農業、林業、商工業、観光施策等
建設部会	建設、都市計画、下水道事業等
教育部会	学校教育、給食センター、生涯学習、青少年育成、芸術文化、社会体育等
議会部会	議会運営等
特別部会	第2条(1)~(7)の単独部会では調整困難な項目